

副食費に係る補助制度のご案内

令和5年9月改定

幼稚園における給食費は、主食（ご飯、パン）に係る費用と副食（おかず）に係る費用に区分されています。このうち、副食費部分について、一定の要件を満たす方に対し、川口市から補助金が交付されます。対象となる保護者の方につきましては、下記の内容により、川口市に対し、補助金の申請を行ってください。

補助対象要件

次のア、イのいずれかに該当する場合に補助対象となります。

- ア 幼稚園利用中のお子さんと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が 77,101 円未満である
 - ※ 4～8 月は前年度、9～3 月は当該年度の市民税所得割額に基づく。
 - ※ 市民税額は住宅借入金等特別控除等（配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を含む）の適用を受ける前の金額に基づく。
- イ 同一世帯内の小学校3年生以下の子ども的人数を数えた場合に、幼稚園利用中のお子さんが第3子（3番目）以降になる

補助金額

月額 4,700 円を上限額として、月ごとに上限額と実際に支払った副食費の額を比較して、少ないほうが補助額となります。

申請に必要な書類

次のア～ウ（ウは該当する場合のみ）の書類を準備し、川口市に提出をしてください。

- ア 川口市副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金交付申請書兼請求書
 - ※ 利用中の幼稚園から受け取ってください。
- イ 領収証の写し（支払った給食費のうち副食費の額がわかるもの）

《補助対象となるための要件が「ア 幼稚園利用中のお子さんと同一世帯員の市民税所得割額の合計が 77,101 円未満である」場合は、次の書類も提出してください。》

- ウ 該当する世帯員全員の市民税所得割額がわかる書類（課税証明書等）
 - ※ 補助対象にあたるかの判断に用いる課税年度は、補助対象月によって異なります。
 - 詳細は「提出前チェックリスト No.3」を確認してください。

申請書の提出時期等と提出先

■ 申請書の提出時期等

申請書の提出時期等は下表のとおりとなります。

期別	対象月	提出期限	支払予定月	支払方法
第1期	4～6月	7月：最終開庁日	8～9月	保護者の 指定口座 に振込みます
第2期	7～9月	10月：最終開庁日	11～12月	
第3期	10～12月	1月：最終開庁日	2～3月	
第4期	1～3月	4月：第3週最終開庁日	5月	

※年度内の申請を一括して行うこと（例：第3期分の申請時に第1～3期分をまとめて申請）もできます。ただし、複数年度分を一括して申請する場合は、年度毎に1枚申請書が必要となります（前年度：1枚、当該年度：1枚）。

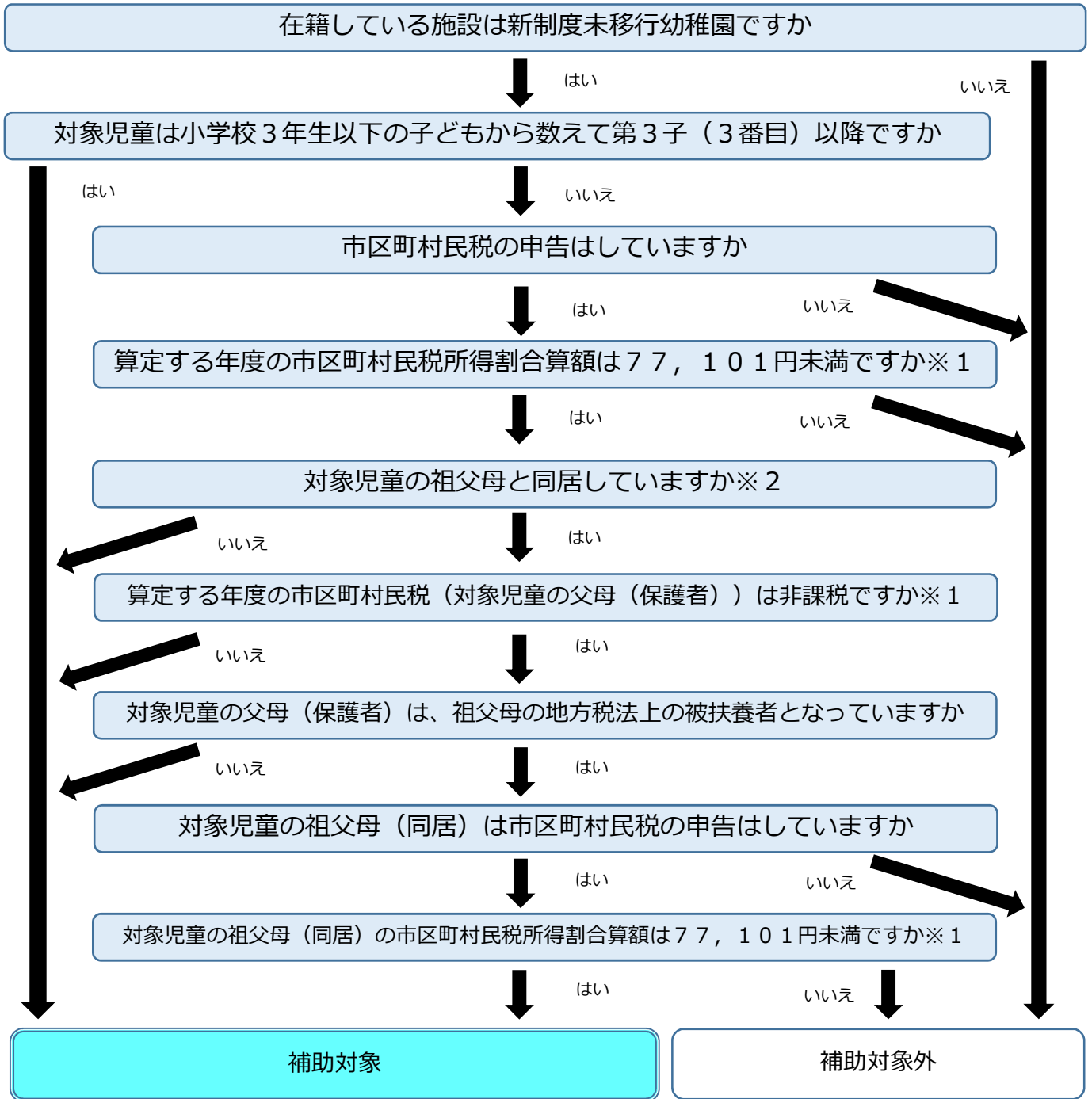
※提出期限までに保育幼稚園課必着です（消印有効ではありません）。

期限を過ぎたものは、次期分として扱います（対象月が前年度分までのものに限る）。

■ 申請書の提出先

請求書の提出先は利用する幼稚園となります。提出方法や期限等は幼稚園に確認してください。

副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金 補助対象確認に関するフロー



※1(1) 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定。

- (2) 【4月～8月分】前年度の市区町村民税所得割合算額で算定
 →前年1月1日現在の住所が市外の場合、前年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*の提出が必要となります。
 【9月～3月分】当該年度の市区町村民税所得割合算額で算定
 →今年1月1日現在の住所が市外の場合、今年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*の提出が必要となります。

*市区町村民税課税(非課税)証明書等

市区町村民税課税(非課税)証明書、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し、市民税・県民税納税通知書の写しのいずれか1点

- ※2(1) 祖父母と同地番の別棟で生活している場合や、二世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合は、同居とはしない。
 (2) 祖父母と別居しているが、生計を一にしている場合(生活費や家賃を仕送りしている等)は、同居とする。

※3 【母子・父子家庭である場合】

戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の写しの提出が必要となります。

※4 【保護者が離婚を前提に別居している場合】

離婚調定中または裁判中であることを証する書類の写しの提出が必要となります。

※5 提出前チェックリストにて提出書類、有効期間をご確認ください。

申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効

市区町村民税特別徴収税額通知書・納税通知書での所得割額の確認

【市区町村民税特別徴収税額通知書】

会社勤務のかた等、住民税が天引きのかたは6月頃勤務先より配布されます。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)			
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分 税所得金額①	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)	障害・寡・勤 配偶者 扶養者特別 扶養費 基礎控除 所得控除合計②	控除 扶養親族区分 本人該当区分 所得割率 所得割額 市民税 県民税 特別徴収税額 控除不足額④ 既充当額⑤ 既納付額⑥ 変更前税額⑦ 増減額(⑧-⑨) 変更月

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	整理番号

あなたの特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第32条の4(第32条の6、川口市税条例第45条)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市県に対して書面請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める請求は、前記の書面請求に係る徴収の滞りを受けた日の翌日から起算して6月以内に市県として提出しなければならないものとします。取替えることができます。なお、あなたの請求は、前記の書面請求に対する徴収の滞りを受けた日の翌日から起算して6月以内に提出しなければなりません。また、あなたの請求は、前記の書面請求に対する徴収の滞りを受けた日の翌日から起算して6月以内に提出しなければなりません。また、あなたの請求は、前記の書面請求に対する徴収の滞りを受けた日の翌日から起算して6月以内に提出しなければなりません。

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

川口市長
問合せ先 川口市役所 市民税課 直通 (048)259-7634・7635・7636
ここからゆっくりはがしてください。(ご本人様以外、はがさないでください。)

【市区町村民税納税通知書】

自営業のかた等住民税をご自身で納付されるかたは、6月頃市区町村より配布されます。

年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書

通知書番号
宛名番号

あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

埼玉県 川口市長

次の金融機関口座から普通徴収分を振替させていただきます。

給与特別徴収税額	公的年金特別徴収税額(詳細は次頁)	普通徴収税額	年税額
円	円	円	円

所得割	均等割
市民税 円	円
県民税 円	円
合計 円	円

○普通徴収の方法によって納める額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付額	円	円	円	円
納期限				

左記の「納付額」をそれぞれ納期限までに納めてください。口座振替の選定がされているかたは、納期限の日に口座振替いたします。

○所得・控除の明細書

控除区分	特別障害	普通障害	特別寡婦	一般寡婦	寡夫	勤労学生
本人該当区分						

扶養親族該当区分

控除区分	配偶者	一般扶養	特定扶養	年少扶養	老人扶養	特別障害	普通障害
					同居老親等	計	同居
							計

所得	控除
営業等・農業	雑損控除・医療費控除
不動産	社会保険料・小規模企業共済
利子	生命保険料
配当(給与収入)	地震保険料
給与所得	本人障害
(公的年金等収入)	扶養障害
雑譲渡一時	寡婦(夫)・勤労学生
計	扶養控除
分離長期	配偶者特別控除
分離短期	基礎控除
山林・株式・先物	控除計
繰越損失	

○公的年金からの特別徴収の方法によって納める額及び徴収月

徴収月					
特別徴収税額	円	円	円	円	円

徴収月	特別徴収税額	円	円	円
-----	--------	---	---	---

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収対象者であり、かつ、来年度も引き継ぎ公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が上記の額を特別徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

支払者の名称
支払者の法人番号
公的年金の種類

公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。

○公的年金から特別徴収する額の決定方法

・今年度から新たに特別徴収されるかた

徴収方法	普通徴収(本人納付)					年金特別徴収(本徴収)		
納期・徴収月	第1期	第2期	10月	12月	翌年2月			
特別徴収税額	年金分の税額の4分の1	年金分の税額の4分の1	年金分の税額の6分の1	年金分の税額の6分の1	年金分の税額の6分の1			

・前年度2月に特別徴収されていたかた

徴収方法	年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
特別徴収税額	前年度年金分の税額の6分の1 ※	前年度年金分の税額の6分の1	前年度年金分の税額の6分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1

※平成29年10月からの改正点です。この改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担が増減するものではありません。また、前年度中に税額変更があった場合、その時期により今年度分の仮徴収税額の変更が間に合わない場合があります。

○課税明細書

①所得計	円	②所得控除計	円	総所得(①-②)	円
------	---	--------	---	----------	---

分離長期	円	分離短期	円	山林・株式・先物	円
------	---	------	---	----------	---

	課税標準額	市民税	県民税
総所得	円	円	円
分離長期	円	円	円
分離短期	円	円	円
山林・株式・先物	円	円	円
税額控除前所得割	円	円	円
調整控除	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除	円	円	円
寄附金税額控除	円	円	円
配当株式譲渡所得調整控除	円	円	円
所得割	円	円	円
均等割	円	円	円
合計	円	円	円

年税額(A)	円
給与特別徴収税額(B)	円
公的年金特別徴収税額(C)	円
普通徴収税額(A)-(B)-(C)	円
所得割から控除しきれなくなった配当割額 控除額・株式等譲渡所得割額控除額	円

【留意事項】

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定します。

《申請前に必ずご確認ください》

提出前チェックリスト

No.	チェック	チェック項目
1	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「1 申請理由」で、1もしくは2のチェックは入っているか。
<p>【「1 申請理由」で、《1 申請子どもと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である》にチェックを入れた場合 ※No.3・4・5に該当する場で必要書類の提出がない場合、市民税所得割額の判定ができないため、不交付決定となります。</p>		
2	<input type="checkbox"/>	補助対象確認に関するフローに基づき、市民税所得割合算額が77,101円未満であることを確認したか。
3	<input type="checkbox"/>	<p>【前年もしくは今年1月1日現在の住所が市外の場合】</p> <p>4月～8月分の申請 →前年1月1日現在の住所が市外の場合、前年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*が添付されているか。</p> <p>9月～3月分の申請 →今年1月1日現在の住所が市外の場合、今年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*が添付されているか。</p> <p>*市区町村民税課税(非課税)証明書等 市区町村民税課税(非課税)証明書、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し、市民税・県民税納税通知書の写しのいずれか1点</p> <p>*過年度申請についてはお問い合わせください。</p>
4	<input type="checkbox"/>	<p>【母子・父子家庭である場合】</p> <p>戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の写しが添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効 ・離婚手続き中等の理由により、「戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の写し」が提出できない場合は、「離婚届受理証明書」を提出
5	<input type="checkbox"/>	<p>【保護者が離婚を前提に別居している場合】</p> <p>離婚調定中または裁判中であることを証する書類の写しが添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類が提出できない場合、別居中とは認められず、市区町村民税所得割額を合算します。そのため、対象年度1月1日現在の住所が市外の場合は、市区町村民税課税(非課税)証明書の提出が必要となります。なお、税情報が不明の場合、補助金は不交付決定となります。
<p>「1 申請理由」で、《同一世帯内の小学校3年生以下の子ども的人数を数えた場合に、申請子どもが第3子以降である》にチェックを入れた場合</p>		
6	<input type="checkbox"/>	<p>申請子どもが第3子以降にあたるどうか。</p> <p>第1子カウント 氏名 _____ (小学校3年生以下)</p> <p>第2子カウント 氏名 _____ (小学校3年生以下)</p> <p>第3子カウント 氏名 _____ (申請子ども)</p>

《申請前に必ずご確認ください》

提出前チェックリスト

No.	チェック	チェック項目
7	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「2 申請保護者」で、現住所と異なるにチェックが入っている場合、市民税課税（又は非課税）証明書が添付されているか。
8	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「4 同居世帯員の状況」で、世帯員の記載漏れがないか。
9	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「5 祖父母の状況」で、記載漏れがないか。 ※「1 申請理由」で、《1 申請子どもと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である》にチェックを入れた場合のみ
10	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、②の副食材料費の金額は領収証（副食材料費部分）の金額と同一か。
11	<input type="checkbox"/>	申請月の領収証は添付されているか。 ※1 銀行口座からの引き落としで、幼稚園からは園だより等で副食材料費部分の金額が示されている場合 →《①金額が記載された園だより等、②対象預貯金通帳の金融機関名・支店名・預貯金種別・口座名義・口座番号が記載されたページ、③対象預貯金通帳の取引履歴ページ（申請月の副食費の支払いがわかるもの）》の3点全ての写しを、領収証の替わりとして提出してください。 ※2 集金袋にて徴収されている場合 →《①領収印が押された集金袋、②（副食材料費の額が集金袋に記載されていない場合）副食材料費の金額がわかる資料》の2点全ての写しを、領収証の替わりとして提出してください。
12	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、③交付申請額は《②と4,700円を比較して少ない額》が正しく記載されているか。
13	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、振込口座は正しく記載されているか。